

平成23年第1回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成23年3月8日 午前10時00分開会

1. 出席議員

1 番	藺 部 一 君	9 番	小 林 祥 宏 君
2 番	余 水 紀 夫 君	10 番	南 條 治 君
3 番	三 村 孝 信 君	11 番	杉 山 清 君
4 番	河原井 大 介 君	12 番	三 村 由利子 君
5 番	関 誠一郎 君	13 番	小松崎 三 夫 君
6 番	加 藤 文 夫 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	阿久津 則 男 君	15 番	根 本 正 典 君
8 番	桐 原 健 一 君	16 番	小 坪 孝 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	赤 津 康 明
教 育 長	石 原 道 明
代 表 監 査 委 員	一 木 邦 彦
総 務 課 長	田 上 勤
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	高 橋 洋 造
町 民 課 長	松 崎 榮
保 険 課 長	川 又 重 光
健 康 福 祉 課 長	山 口 充 彦
産 業 振 興 課 長	高 松 輝 美
都 市 建 設 課 長	栗 林 俊 一
下 水 道 課 長	柳 橋 和 幸
会計管理者（会計課長）	加倉井 一 史
水 道 課 長	関 谷 一 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿久津 道 男

教 育 委 員 会 事 務 局 長

茅 根 文 夫

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	三 村 主
局 長 補 佐	小 林 恵 子
書 記	川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成23年3月8日（火曜日）

午前10時00分開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第2号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第3号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第4号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第5号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第6号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第7号 城里町老人保健特別会計の廃止に伴う経過措置に関する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第8号 工事請負契約の締結について |
| 日程第10 | 議案第9号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約の協議について |
| 日程第11 | 議案第10号 公の施設の広域利用に関する協議について |
| 日程第12 | 議案第11号 町道路線の認定について |
| 日程第13 | 議案第12号 平成22年度城里町一般会計補正予算（第7号）について |
| 日程第14 | 議案第13号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第15 | 議案第14号 平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |

- 日程第16 議案第15号 平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第16号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第17号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第18号 平成22年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第19号 平成23年度城里町一般会計予算について
- 日程第21 議案第20号 平成23年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第21号 平成23年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第22号 平成23年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第23号 平成23年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第24号 平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第25号 平成23年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第27 議案第26号 城里町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第28 議案第27号 城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第29 議案第28号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第30 請願第1号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願
- 日程第31 請願第2号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願
- 日程第32 請願第3号 常北幼稚園の預かり保育と三年保育の実施に関する請願
- 日程第33 陳情第1号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第2号
- 議案第3号
- 議案第4号
- 議案第5号
- 議案第6号
- 議案第7号
- 議案第8号
- 議案第9号
- 議案第10号
- 議案第11号

議案第12号
議案第13号
議案第14号
議案第15号
議案第16号
議案第17号
議案第18号
議案第19号
議案第20号
議案第21号
議案第22号
議案第23号
議案第24号
議案第25号
議案第26号
議案第27号
議案第28号
請願第1号
請願第2号
請願第3号
陳情第1号

午前10時00分開会

町民憲章唱和

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いします。

ご起立を願います。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

○議長（小松崎三夫君） ありがとうございます。

ご着席願います。

表彰状の伝達

○議長（小松崎三夫君） 開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

このたび、全国町村議会議長会から、多年にわたる地方自治発展に寄与された功績により、15番根本正典君、14番鯉渕秀雄君、不肖、私、小松崎三夫に、また同じく茨城県町村議会議長会から、12番三村由利子君にそれぞれ表彰状が贈られております。

伝達は、根本正典君、鯉渕秀雄君、小松崎三夫、三村由利子君の順に伝達いたします。

それでは、根本正典君から壇上にご登壇願います。

〔表彰状の伝達〕

○議長（小松崎三夫君） ここで、私、小松崎への伝達に当たり副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長小林祥宏君着席〕

○副議長（小林祥宏君） それでは、議長にかわりまして、副議長の私が暫時の間、議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

小松崎議長、壇上にご登壇願います。

〔表彰状の伝達〕

ご協力ありがとうございました。

ここで、本席を議長と交代いたします。

〔副議長退席、議長小松崎三夫君着席〕

○議長（小松崎三夫君） 三村由利子君、ご登壇願います。

〔表彰状の伝達〕

○議長（小松崎三夫君） 以上で表彰状の伝達を終了いたします。

議長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） それでは、平成23年第1回定例会の開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、条例改正、平成22年度補正予算、平成23年度当初予算案などをご審議いただく会議であります。よろしくご審議をお願いするものであります。

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

開会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第1回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

諸般の報告

○議長（小松崎三夫君） 日程に先立ち諸般の報告を申し上げます。

平成22年12月、平成23年1月、2月における各会議等への出席状況はお手元に配付したとおりでございますので、ご了承願いたいと思います。

会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

14番 鯉 渕 秀 雄 君

15番 根 本 正 典 君

16番 小 坪 孝 君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（小松崎三夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、南條議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） 議会運営委員会を代表いたしましてご報告申し上げます。

す。

去る３月１日に開催いたしました議会運営委員会協議の結果について報告いたします。

今期定例会に提案されます議案27件、選挙１件、請願３件、陳情１件、報告13件、合わせて45件の審議件数及び一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程（案）のとおり、本日から３月17日までの10日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま南條議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から３月17日までの10日間とされるようご提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から３月17日までの10日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名はお手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人２名を許可いたしました。

町長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） ただいまは４名の議員の皆様方、表彰誠におめでとうございます。心からお祝い申し上げます。

それでは、今議会定例会の開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成23年第１回議会定例会を招集しましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会定例会は、城里町平成22年度各会計の補正予算や平成23年度行政執行に伴う一般会計を初めとした全７会計の当初予算及び関係条例の改正などをご提案し、審議をいただくものであります。

新年度予算の詳細につきましては、後ほどご提案いたします平成23年度施政方針並びに予算案の中で説明申し上げますことといたしますが、年間総合予算として編成したものであ

り、少子高齢社会に対応した福祉、医療、介護などの充実や、小学校再編に伴うスクールバスの運行、継続事業である常北中学校の改築、まちづくりに欠かせない国道123号や県道、生活道路の整備・促進、古内地区農業集落排水事業の推進や下水道の計画的な整備による居住環境の整備、農産物ブランド化や消費生活センターの設置、高齢家庭などへの食料品・生活用品等の宅配制度の充実など、町民が安心して暮らせるまちづくりを求めて予算を編成したところであります。

国政においては依然混沌としており厳しい情勢が続いておりますが、城里町活性化のため、慎重審議の上、適切なるご決定をお願いいたしまして、開会に当たりましての私のあいさついたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成23年度施政方針

○議長（小松崎三夫君） これより平成23年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の予算編成に当たり、町長の施政方針について説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本日ここに、平成23年度城里町議会第1回定例会の開会に当たり、予算案を初めとする各議案の説明に先立ち、私の町政運営に対する基本姿勢を示すとともに新年度予算の概要を申し上げ、議員並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今日の経済情勢は、2007年8月に起きたサブプライムローン問題やリーマン・ブラザーズ問題に端を発した世界的な経済・金融危機の影響が、依然として我が国の経済に深刻な影響を及ぼしております。

さらには、エジプトなど中東情勢の緊迫化が世界経済の新たなリスクとなるおそれが強まり、このままでは中東からの原油供給が揺らぐ事態にまで発展しかねないとの懸念も出始め、我が国の経済にさらなる深刻な影響が及ぶだろうと強い懸念を示しており、直近の内閣府の月例経済報告でも、一部に持ち直しに向けた動きが見られるものの景気は足踏み状態にあり、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあります。デフレ経済の中で雇用情勢は厳しさを増しており、国民生活に安心と希望を見出せず、社会全体が閉塞感に包まれております。

先行きについても、長引く日本経済の低迷に対し、政府は、新成長戦略のテーマである「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現のため、デフレ脱却と雇用確保を起点として経済成長の実現を図る方針を打ち出していますが、情勢の悪化懸念が依然として残っており、特に地域経済への影響が懸念されるところであります。早急な対応を要する事態となっており、各制度の部分的な修正や補完だけではなく、広く社会のあり方や行政の

あり方、自治のあり方を検証し、誠実な思考と行動をもってこたえていくことが肝要と考えております。

当町においても、歳入面では町税収入が低迷する中、国の地方財政計画などにより増額される地方交付税及び国が償還財源を負担する臨時財政対策債の増収で財源が確保される状況であり、自主財源比率は依然として低い水準にあります。

一方、歳出面では、子ども手当の関連経費のほか、少子高齢化や景気低迷の影響により扶助費等の義務的経費が増加傾向にあるなど、財政状況は引き続き非常に厳しいことから、さらなる財政構造改革を不断の努力で進めていく必要があります。

さて、私が町民の皆様から託された町政４年間のうち前半の２年が経過し、この間、マニフェストに掲げた基本施策について、議会の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をいただき、限られた財源の中で教育施設の充実や子育て支援、道路整備等の施策に力を入れてまいりました。

一方、雇用対策や税収アップなどを目的とした企業誘致と財政強化については、現在、全力で取り組んでいるところであります。

私の願いは、町民が安心して暮らせるまちづくりをしたいということであり、これは町民全員の願いでもあると思います。これからも、町民の皆様の安心と安全を守るため、関係の方々と話し合いを進めるとともに、町民の皆様自身が地域のよりよい環境づくりについて考え、行動する取り組みを支援してまいりたいと考えております。

私の任期後半の２年でマニフェストに掲げた政策目標を達成する努力をしてまいりますが、平成23年度以降は、各公共施設改修事業等、重要課題に多額の費用を要する見込みとなっております。このため、平成23年度は、各種事業の緊急性や重要性を精査した上で、行政改革効果で生み出した財源を活用し、子宮頸がんを初めヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの３種の新たな接種費助成や、国際理解教育のための講師派遣事業など、公約の実現に向けた施策を重点的に展開するほか、継続事業である常北中学校校舎改築事業の早期完成、小学校再編後の円滑な学校運営、児童にとって快適な学習環境を実現するための教育環境整備などへ優先的に予算配分を行いました。

また、昨年国が緊急総合経済対策のために示した補正予算と当初予算を一体的にとらえ、切れ目なく経済対策事業を実施し、これまで以上に選択と集中を進め、城里町総合計画（後期計画）に沿って予算編成をしたところであります。総合予算編成に当たっては、国や県の予算編成方針や地方財政計画等にも十分留意し、町民が真の豊かさを実感できるまちづくりを基本としたところであります。

以上、私の町政運営に当たっての率直な思いを申し上げましたが、これに基づき、平成23年度の町政運営の柱となる主な施策について、総合計画の大綱に沿って概要を申し上げます。

第１は、「心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり」であります。

豊かな自然環境や美しい景観などの地域資源の保全に配慮し、自然と社会経済活動が調和したまちづくりを目指してまいります。

郷土の美しい景観を守るため、ボランティアによる定期的な沿道清掃などの保全活動が生まれています。環境保全に対する一人一人の意識醸成を図り、家庭、学校、職場、地域など町が一体となった環境・景観保全活動を推進しながら、ふるさとの味わいを残す魅力ある景観の形成に努めてまいります。

自治会組織などによる日常的な地域清掃活動を呼びかけるため、引き続き「環境美化クリーン作戦」を実施してまいります。

環境問題に適切に対応し、良好な環境を次世代に引き継いでいくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄から、環境負荷を減らす循環型ライフスタイルへの転換が求められています。

具体的な環境対策として、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止するためのバイオディーゼル燃料の原料となる廃食用油の回収を継続してまいります。また、今年度から住宅用太陽光発電システム設置等にかかる費用の一部助成を開始し、クリーンエネルギーの普及促進に取り組んでまいります。

ごみ減量化については、原則的に現在の施設による処理・処分を継続しつつ、一般廃棄物処理基本計画に掲げる再生利用率、最終処分率等の目標値の達成を目指し、循環型社会に対応した資源ごみ集団回収の啓発と拡大に努めてまいります。

産業廃棄物の処理については、事業者みずからの責任で適切に処理することが原則となっていますが、産業廃棄物が大量に生み出されている状況の中で、各自治体とも不法投棄や野焼き対策に苦慮しているのが実情です。県委嘱の不法投棄監視員による監視強化とあわせ、警察等関係機関と連携して不適正処理行為の防止に取り組んでまいります。

道路の整備については、町民が安全で快適な生活を営むために必要不可欠なものであり、かつ地域活性化の根幹をなすものであることから、利便性や防災性等に考慮しつつ早期の整備を図ってまいります。

特に、平成22年2月より工事に着手しております国道123号バイパスや旧茨城鉄道軌道敷跡の道路、そして各県道や幹線町道など主要路線の整備について、町の一体性を意識しつつ、県と協力の上、推進を図るとともに、生活道路についても、舗装や排水施設の整備など、安全で人に優しい道路環境の創出に努めてまいります。

次に、交通対策については、デマンド交通「ふれあいタクシー」が運行開始後4年を経過していることから、運行予約管理システムの機器を更新し、永続的な運行と高齢者など交通弱者の足の確保、生活利便性の向上、町内の公共交通機関空白地域の解消に努めてまいります。

また、町外への通勤通学、通院等の日常生活を支える交通手段においては、路線バスや代替バスの継続的な運行の維持を図るよう、茨城県を初め関係市町村と連携し、住民の利

便性向上に努めてまいります。

路線バスについては、既存のバス路線の維持・確保を図るとともに、バス利用者用駐輪場の利活用と路線バスの積極的な利用の促進に努めてまいります。

水道事業は、住民生活の大切なインフラ事業として、安定した給水体制と健全な事業運営が不可欠であります。このため、平成22年度に町内の3つの水道事業と2つの会計を統合しまして、本年度からは統一した水道料金により城里町水道事業として運営してまいります。

また、昭和62年度に着手した統合簡易水道施設整備事業が完了し、石塚浄水場には日量4,170トンの安定水利権が確保され、市街化の進展や下水道の普及等による水需要に対し安定した給水が可能になりました。平成18年度に着手した未普及地域解消事業も完了し、全町に水道が普及し、普及率も97.6%まで向上しましたが、さらなる普及率の向上に努めてまいります。

これからも、町民の豊かな生活基盤を支えるため、信頼性が高く安心して利用できる水道事業の運営を目指してまいります。

次に、公共下水道の整備についてであります。下水道は、生活雑排水や汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、農業用水や公共用水域の水質を保全するためにも重要な事業であります。

このため、平成3年度から那珂久慈流域関連公共下水道事業として、現在、認可区域面積302.6ヘクタールの整備を進めているところであります。平成22年度末までに、石塚、那珂西及び上泉、上青山、下青山地区の一部を含め、259.7ヘクタールが供用開始されました。引き続き認可区域の拡大を図りながら、未整備地区の解消のため効率的に事業を推進してまいります。

特定環境保全公共下水道事業については、整備が完了しました栗、阿波山、上坪、下坪地区の接続向上に努め、効率的な稼働を目指してまいります。さらに、未整備地区の下阿野沢・上阿野沢、御前山、高根（団地を含む）地区91.0ヘクタールについては、平成20年度より工事を進めており、一部が供用開始となりました。引き続き未整備地区の面整備を進めてまいります。

また、農村地域の生活環境整備を図るために進めております農業集落排水事業については、既に稼働しております上入野、青山、北方高久、孫根地区処理施設への接続向上に努め、効率的な稼働を行うことにより維持管理費の節減に努めてまいります。また、現在整備に取り組んでおります古内地区農業集落排水整備事業については、引き続き事業費の節減を図りながら、早期供用開始を目指し事業を推進してまいります。

なお、合併浄化槽設置事業については、平成20年度より県森林湖沼環境税の活用による高度処理型浄化槽設置及び単独処理浄化槽の撤去補助事業とあわせ、本年度も整備促進に努めてまいります。

緑豊かな自然環境を生かした調和のとれたまちづくりを進めるため、公園やポケットパークなどの維持を図りながら、良好な景観を備えた地域や生活環境の形成に努めてまいります。

常備消防については、水戸市消防本部北消防署城里出張所に常備消防業務を事務委託していることにより、日常の消防及び救急業務はもとより、大規模災害への消防体制の強化が図られているところです。

また、非常備消防については、消防・防災体制の充実強化のため、防火貯水槽の設置などの消防施設の整備を推進する一方、将来、消防団員の高齢化や減少により機能の低下が懸念されているため、支団制消防団から新たに城里町消防団として組織の一元化を推進し、災害時の初動態勢の強化を実現するとともに実効ある体制整備を行い、統一した消防団員の規律教養訓練、林野火災防御訓練等を実施し、消防団員の質と士気向上に努めてまいります。

一方、救急業務については、茨城県ドクターヘリの運行が開始されていることで救急救命体制の充実が図られており、町民の救急救命率の向上に期待が高まっております。

防災対策につきましては、浸水と地震・土砂災害ハザードマップの情報を盛り込むなど、城里町地域防災計画の見直しを行い、災害時の避難経路等を明らかにし、地域住民の生命と財産の保護の体制強化を図ってまいります。

また、自主防災組織においても、さらなる組織率向上に向けて地域への結成支援を行うとともに、組織が実施する防災訓練や啓蒙・普及活動を支援しながら、災害時における地域住民との緊密な連携協力体制の構築を目指してまいります。

交通事故は、人の生命を奪う悲惨なものであり、全国的には年々減少傾向にあるものの、茨城県は他県に比べて交通死亡事故が多く、平成22年中の死亡者数は205人を数え、全国ワースト3位、また、死亡者のうち高齢者に関する事故の死亡者数は全体の4割を超え102人となり、全国ワースト1位という結果になりました。

本町においても、平成22年中は2件の死亡事故が発生し、近年の車社会の進展に伴い、年齢・性別を問わず交通事故に遭遇する危険性が年々増大しております。

このような現状を踏まえ、交通事故を未然に防止するため、交通安全協会、警察など関係機関・団体と連携を図りながら、子供や高齢者を対象とした交通安全教室、街頭での交通安全キャンペーンや立哨活動の実施を通して町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備に努めてまいります。さらに、高齢者の運転免許自主返納を推進し、高齢者の死亡者数増加の防止に取り組んでまいります。

防犯につきましては、昨今、全国各地において児童生徒がねらわれる凶悪な事件や、高齢者をねらう悪質な詐欺や窃盗が多発しております。

これらに対処するため、防犯連絡員や警察との連携により防犯キャンペーンやパトロール等を積極的に実施し、犯罪の未然防止に努めるとともに、町民の防犯意識の高揚を図っ

てまいります。また、夜間における事故や犯罪等の防止対策として防犯灯の整備を進め、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

情報通信分野での技術革新は目覚ましく、日々新しい技術が開発されています。本町でも、平成22年3月、光ファイバーケーブルによるネットワーク網が完成し、ブロードバンドが町全域で利用可能となりました。

今後は、これらの情報基盤を有効に活用するために、学校教育や生涯学習を初め、あらゆる分野において町民への普及啓発を図り、情報化時代への関心を高めていくとともに、情報通信関連産業の創出や新しいコミュニティづくり、未来の人材育成などを積極的に支援してまいります。

第2は、「ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり」であります。

急速な少子高齢化の到来、個人生活の意識や価値観の変化などにより福祉を取り巻く環境は大きく変化し、町民のニーズはますます高度化・多様化が進み、福祉施策の一層の推進や新たな施策の展開が求められております。

地域における高齢者や障害児者を初め、だれもが家庭や地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、町民自身の努力やお互いに支え助け合う地域福祉の推進が重要視されており、特に支えを必要としている人に対する日常的援助など、きめ細かな対応をしていくためには、町民一人一人が地域福祉の担い手として主体的に活動していくことが必要であります。

こうした支え合い活動を支援するために、町民自らが福祉に関心を持ち理解を深めるよう働きかけを行いながら、社会福祉協議会を中心としたネットワークづくり及びボランティアの育成などを行い、町民同士の交流による連帯の輪をさらに広げてまいります。

また、これらの具現化のため、地域福祉計画及び社会福祉協議会策定の地域福祉活動計画を踏まえて地域コミュニティづくりに取り組むとともに、在宅福祉サービスセンター運営事業により、高齢者や障害児者などが暮らす世帯に対し訪問サービスによる家事援助等を展開し、地域の住民が安心して生活できる体制の構築を図ってまいります。

急速な少子化の事態に直面し、家庭や子育てに夢を持ち、かつ次代の社会を担う子供を安心して生み育てることができる環境を整備し、子供がひとしく健やかに育ち、子供を産み育てる者が真に誇りと喜びを感じることを実現し、少子化に歯止めをかけることが求められております。

このような状況に対応するため、次世代育成支援対策推進法に基づく城里町次世代育成支援対策行動計画後期行動計画に基づき子育て支援を実施してまいります。さらに、本年度も絵本の読み聞かせを通して親子の触れ合いを深めてもらい、言葉と心を通わす温かい子育てができるようブックスタート事業を行ってまいります。

中学校終了前までの子供について、国の施策に基づく子ども手当を支給し、次代の社会

を担う子供の健やかな育ちを支援してまいります。

母子保健事業においては、引き続き妊婦及び乳幼児に対する一貫した事業を展開し、育児に関する適切な情報の提供や指導を推進してまいります。

保育事業につきましては、子供を安心して育てることができるような体制整備を目的とした茨城県安心子ども支援事業費補助金を昨年度に引き続き活用し、民間保育所の施設整備を実施いたします。なお、この制度によって、4月から幼児教育と保育を一体的に提供できる認定こども園が桂地区に開園します。また、公立保育所及び民間保育所において、次世代育成支援対策交付金事業や子育て支援拠点事業、特別保育事業及び保育サービス支援事業を実施し、保育環境の充実を図ってまいります。

さらに、多子世帯の経済的負担の軽減策として、いばらき3人っこ家庭応援事業に基づき、本年度も保育料の一部助成を実施いたします。

また、就学児の健全な育成を図るため、日中、保護者のいない家庭を支援するため、放課後児童健全育成事業を引き続き実施するとともに、子育て不安やいじめ、不登校、非行など複雑多様化する児童育成問題に対応するため、地域協力委員や民生委員・児童委員、学校並びに要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携を密にし、問題解決に努めてまいります。

地域住民の高齢化が進む中、高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていける環境づくりを進める必要があります。そのため、介護サービス基盤の充実やサービスの質の向上を図るとともに、介護保険サービス、在宅福祉サービスに基づき、高齢者一人一人が自らの意思により自立した生活が営めるよう、心身の健康状態に応じたきめ細かいサービスの提供に努めてまいります。

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進については、高齢者クラブ活動の支援、生涯学習活動やスポーツ、レクリエーションを通じた交流機会の創出に努めるとともに、シルバー人材センターの充実を図り、高齢者の就労の場の拡充に努めてまいります。

障害のある人が障害のない人と同じように生活をし、地域の一員として行動できることが重要であります。

障害者自立支援及び障害福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制の確立に関する障害者福祉計画（第2期計画）に基づき、障害者施策の再構築や各種サービスの見直しを進め、障害者福祉の充実を図ってまいります。

保健事業については、生活習慣病予防や介護予防の重要性が高まる中、自主的な健康づくりを目指し、町民一人一人の健康に関する意識を高めるとともに、地域や社会を挙げての健康維持・増進に努めてまいります。

また、特定健診・特定保健指導の対象者を的確に把握し、医師、保健師、管理栄養士などが早期に介入し、生活習慣の改善等の保健指導をすることにより、メタボリックシンドロームの該当者やその予備軍を計画的に減らすことを目指してまいります。

医療福祉事業は、社会的及び経済的負担の大きい小児・父子・母子家庭、重度心身障害者、妊産婦等の医療に係る負担の軽減を目的とした県の単独事業であり、制度の周知徹底を図るとともに、受給者の利便性を高めてまいります。

特に、町単独事業であります特例小児・児童医療福祉費支給制度におきましては、平成21年度に制度を改正し、中学校卒業までの生徒を対象に医療費の助成を拡大しており、継続して子育て支援の充実に努めてまいります。

また、医療については、日常的な地域医療を担っている桂地区と七会地区の国保診療所が、地域の方々の疾病治療や健康相談に対応できる機能を維持し、安心して受診できる医療施設としての役割を担い、また民間医療機関や近隣地域の総合病院などと連携をとり、地域に密着した医療体制の充実に努めてまいります。

すべての町民が健康で文化的な生活ができ、安心して暮らすことができるよう、国や県、関係機関などと協力し、社会保障制度の充実に努めてまいります。

そのため、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度などの社会保障制度について、制度に対する理解を深めていただくため、積極的な周知に努めてまいります。さらに、保険税の適正な賦課や収納率の向上及び医療費などの適正化を図るとともに、基盤を充実させ安定した健全な運営に努めてまいります。

第3は、「豊かな地域資源を活かした魅力と活力にあふれるまちづくり」であります。

昨今の農業情勢は、急速な高齢化に伴う農業所得の半減、耕作放棄地の増加、これらに伴う食料自給率の低下、加えて世界各地の異常気象などによる国際的な穀物需給の逼迫、さらにはTPP、いわゆる関税撤廃への参加判断が問題視されているなど、これからの日本の食料、農業のあり方が早急の課題となっております。

本町の農業においても、農業従事者の高齢化等による後継者不足により農業離れが一段と進行し、農業生産力の推進に向けた対策が求められております。

今年度からは、国の政策による農業者戸別所得補償制度が本格的に実施されることから、耕作放棄地の再生利用や新規就農者支援事業による新規就農者の確保を図りながら、基幹産業である米や施設園芸（トマト、キュウリ）、お茶、畜産に加え、自給率向上の対象作物である麦や大豆などの生産体制の推進を図ってまいります。

また、町内で生産される農産物のブランド化に向けた推奨品制度も本格的にスタートすることとしており、地域の活性化に向けた取り組みを行ってまいります。

米の需給調整については、農業者・農業者団体の主体的な取り組みが不可欠であることから、これまで同様、関係機関と緊密な連携のもと、事業を推進してまいります。

また、生産条件の不利な地域として管内5地区に実施されている中山間地域等直接支払制度や、農村環境保全を目的とした農地・水・環境保全向上対策事業として行っている地区については、引き続き、地域と一体となって美しい農村環境の保持を図ってまいります。

さらに、物産センター等直売施設についても、県内外の業者との交流事業を通し、地場

産品、特産品等の販路拡大を図ってまいります。また、買物弱者対策の一環として「城里町ネットスーパー」を展開し、地元産品等の宅配事業を推進するとともに、町商工会、農協等にも働きかけ、町の活性化と販路拡大に努めてまいります。

那珂川沿岸農業水利事業については、引き続き、早期の完成を図るべく国・県など関係機関に働きかけてまいります。

次に、畜産における生産環境は、畜産物の輸入自由化、生産者の高齢化等により厳しいものとなっておりますが、関係機関と協力し、衛生的な生産環境の維持、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防対策として各種防疫対策事業を実施し、畜産経営の安定化を図ってまいります。

また、黒毛和牛の生産振興については、資質のすぐれた素牛の導入を目的とし、繁殖牛導入事業を関係機関と一体となって実施してまいります。

次に、林業の振興ですが、木材価格の低迷や林業採算性の悪化などから間伐などの適切な管理が行われず、荒廃した森林がふえており、森林の持つ水源涵養や山地災害防止などの公益的機能の低下が危惧されております。

このため、平成20年度より導入されている茨城県森林湖沼環境税を活用して、町が森林所有者と10年間の皆伐や転用を禁止した協定を締結し、森林所有者の負担なしで間伐を実施し、森林の持つ公益的機能の回復と向上に取り組み、緑化運動の普及啓蒙を図るとともに、森林組合と連携しながら林業振興に努めてまいります。

商工業においては、深刻な経済不況が続く中であって一部に緩やかに持ち直しの動きが見られるものの、急激な円高や長引くデフレ等の影響により、中小企業や小売業者を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような環境の中で、経営基盤の弱い小規模事業者が活力を維持し、さらに発展していくためには、自助努力はもちろんであります。さらなる自己意識の改革を強く求めているかなければなりません。

そのためには、経営者の連帯意識の高揚と経営力の強化等を図るため、中心的役割を担う商工会に対し引き続き助成し支援してまいります。また、中小企業事業資金融資制度などを積極的に活用していただくとともに、保証料の補助及び設備資金への利子の補給を引き続き行ってまいります。

さらに、依然として厳しい雇用情勢が続いている中で、国においては地域の雇用改善を図るための緊急雇用対策を進めており、本町においても、緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、非正規雇用労働者の雇用対策について引き続き積極的に取り組んでまいります。

次に、工業の振興であります。企業が事業を拡大するには厳しい経済状況ですが、企業を誘致することにより、雇用の場の確保、町民所得の向上、消費人口の増加等が期待されることから、町の活性化を図るため、具体的な取り組み手法の検討や内部の体

制づくりに取りかかり、積極的に優良企業の誘致に努めてまいります。さらに、進出企業及び用地提供者に対しては今後も企業立地奨励金を交付してまいります。

消費者行政については、産業振興課内に消費生活センターを設置し、消費生活相談員を配置し、消費者のための相談窓口の充実を図ってまいります。また、啓発による消費者の意識の高揚を図るため、広報活動や情報提供に取り組んでまいります。

豊かな自然を生かした3つのレクリエーション施設、ふれあいの里、うぐいすの里、山びこの郷は、当町の観光の核として重要な位置づけとなっております。

しかし、利用者は施設の老朽化等により毎年減少の傾向になっているのが現状であります。引き続き、指定管理者により円滑な運営ができるよう各施設の特色を生かした各種イベント、体験教室等を実施し、一体化した適正な管理を図ってまいります。さらに、健康増進施設「ホロルの湯」との提携を通じた利用者のニーズへの対応を図り、集客力アップにつなげてまいります。

町としても、引き続き効果的・効率的な運営支援を行うとともに、水戸地方広域観光連絡協議会と連携し広域的な観光PR等の活動を強化し、体験・滞在・回遊型の観光のまちづくりを目指してまいります。

健康増進施設「ホロルの湯」については、指定管理者による適正な管理、運営により多様化する利用者ニーズに応え、サービスの質的向上と効果的・効率的な運営への支援を行うとともに、町内居住者に対する半額利用券の特典や送迎バスの運行などの情報を積極的に広報し、町民の健康増進や憩いの場としての利用促進を積極的に努めてまいります。

観光協会においては、各種イベント等の開催や後援・協賛とともに観光PR、御前山県立自然公園の保護・管理を進め、さらに、会員を中心として町、商工会、JA等の連携を強化し、観光資源の開発及び郷土物産の紹介と観光客の誘致を図りながら地域産業の活性化に努めてまいります。

第4は、「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にするまちづくり」であります。

幼児教育については、少子化の中、子育てを支援する社会づくりが最重要課題であり、学校・家庭・地域の連携体制を構築、また幼稚園と保育所の連携等に尽力してまいります。

学校教育については、次代を担う子供たちの確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力をはぐくむことが強く求められております。それには、基礎学力をつける学習指導の充実はもとより、人権・環境・福祉・情報・郷土・ボランティア等の今日的なテーマを積極的に取り入れた学習を推進してまいります。

さらに、本年度からは小学校における外国語活動が小学5年・6年生は必須科目となります。あわせて、国際理解教育の一環として、町内の各小中学校で国際理解教育講師等派遣事業「ワールドキャラバン」を実施し、子供たちが外国人と直接触れ合える機会を積極的に計画し、将来、国際社会で活躍することのできる人材の育成を図ります。

また、昨今のいじめや不登校などに対応するため、学校復帰に向けた支援をする場として適応指導教室の活用並びに学校・家庭・地域の連携強化を図り、地域に開かれた魅力ある学校づくりを目指し、きめ細かな対応ができる体制整備に努めてまいります。

教育施設の整備については、第2次の常北中学校改築工事を進めるとともに、教育環境の充実、施設の維持管理に努めてまいります。

小学校の再編については、関係各位のご理解とご協力を賜り開校の運びとなりました。今後は、開校後の円滑な学校運営、快適な教育環境が実現できるよう努めてまいります。

学校給食については、食育や地産地消の観点から地元産の食材の利用に努め、安全・安心な学校給食を提供するとともに、衛生管理には万全を期して配食してまいります。

町民一人一人が心豊かに健康で生き生きと人生を過ごすため、生涯にわたって主体的に学習を継続することが求められております。

当町においては、生涯学習社会の構築を目指した社会教育の充実を図るため、学校・家庭・地域、社会教育団体及び民間団体との幅広い連携のもと、生涯にわたる自主的な活動を支援し、その成果がまちづくりに反映される仕組みづくりに努めてまいります。

生涯学習推進大綱、スポーツ振興基本計画を基本とし、各種講座の充実や自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実等に努めるとともに、各地域住民の交流を促進してまいります。また、地域における自主的な活動の推進を図るため、コミュニティセンター城里や各地域の集会施設、運動公園などの生涯学習施設や各種運動施設の維持管理に努めてまいります。

図書館については、社会教育施設等との連携を図りながら、図書、各種資料の充実・保存に努め、利用しやすい学習拠点としての機能の充実に努めてまいります。

郷土資料館については、郷土の歴史、民俗、自然科学等の資料を収集し保管・展示をするとともに、郷土に対する理解が深まるよう努めてまいります。

また、学習機会、学習講習会や施設を町民が利用するとき等、必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報紙やホームページ等による情報提供の充実に努めてまいります。

ふれあいの船事業については、町内の小学校6年生を対象に、船上研修や北海道の雄大な自然の中で体験活動等団体行動を経験することにより、心身ともに調和のある人間形成を図るため実施してまいります。

また、子供たちの安全・安心な居場所づくりを推進するため、福祉部門と連携を図り、小学校や公民館の活用、地域住民との交流活動等を行い、放課後の子供の安全確保に努めてまいります。

町民の一体性を確保し、町民一人一人が誇りと愛情を持てるようにするには、各地域で行われている芸術・文化活動や文化財を理解し、それらを伝承していくとともに、文化の薫り高いまちづくりを進めることが重要であります。そのため、学校・家庭・地域間の連携、交流を進め、各地域の自然・歴史・伝統・文化に触れ、関心や理解を深め、人と人と

のつながりを大切にする施策を推進してまいります。

芸術・文化の振興については、コミュニティセンター城里や社会教育施設において多様な事業の展開を図るとともに、町民の自主的、創造的な芸術・文化活動の支援を図り、芸術祭や各種の行事、展示を通し、町民各層が広く芸術・文化に親しみやすい環境整備に努めてまいります。

次に、史跡等ではありますが、町には史跡及び遺跡、彫刻、工芸品など有形・無形の文化財が数多く存在しております。そのため、文化財保護計画を基本として計画的に文化財の保護、活用を図るとともに、情報冊子製作やインターネットなどの各種媒体による情報を発信し、保存と継承に努めてまいります。

これらの施策についての展開を図るとともに、外部評価委員会を通じて事務事業の透明性・客観性を確保しつつ、教育行政のより一層の充実に努めてまいります。

第5は、「住民と行政がともに手を取りあう開かれたまちづくり」であります。

地方分権が進展する中で、複雑化・多様化する行政課題を解決し活力ある地域づくりを進めるには、町民と行政がともに考え、ともに行動する協働によるまちづくりを進めていくことが重要であります。

そのため、薄れがちである自治意識の高揚に努めるとともに、各種施策への住民参加を促進し、地域コミュニティである自治組織の振興を図ってまいります。また、広報紙やホームページを通して、行政情報を積極的に発信するとともに、広聴事業の充実に努め、町民の声を反映させてまいります。

家庭、職場、地域などにおいて、女性、子供、高齢者、障害者、外国人などに対する人権問題が大きな社会問題となっている中、町民一人一人が人権に対する正しい理解と認識を深め、尊重し合うことが重要となっております。

そのため、関係機関との連携のもと、国の人権教育・啓発に関する基本計画に基づき学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともに、あらゆる機会をとらえ啓発活動の推進を図り、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上に努めてまいります。

また、男女平等の実現に向けた取り組みについては、他の施策と連動しつつ進めてまいりましたが、引き続き推進するとともに現行計画の見直しを行ってまいります。

行財政運営に当たりましては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、平成17年度に策定した集中改革プランにより、効率的・効果的組織体の整備に努めてまいりました。さらに、今後とも適正な定員管理や人事管理を進めるとともに、人事評価制度の導入等により職員の資質の向上を図ってまいります。

また、現在の地方自治体においては、行政改革は不断に取り組んでいかなければならない問題であり、特に、町民との協働の視点に立った組織機構の見直しや事務事業の簡素合理化など、時代に即応した行政経営へと転換するため、行政評価制度を活用し、現在実施している事務事業の必要性や有効性を見直し改善を進めるために、施策や事務事業の現状

や今後の改善事項を明らかにし、必要な施策等には重点的かつ効果的な資源配分に努めてまいります。

また、平成21年4月施行の地方公共団体の財政の健全化に関する法律や平成18年8月の地方行革新指針で示された新公会計制度改革等により、自治体の財政の健全化に向けた取り組みが求められています。扶助費や公債費などの義務的経費が増加し、財政の硬直化が進む中で、新たな制度に対応しながら納税者の税負担の公平性を図るため、全庁的に徴収体制を強化し、町税の徴収確保として新たにコンビニ収納を導入し納税者への利便性を図るとともに、滞納整理を積極的に進め、財源の安定的な確保や歳出の削減・合理化を進め、効率的で健全な財政運営に努めてまいります。

以上、平成23年度における施策の概要についてご説明申し上げます。

平成23年度予算編成につきましては、依然、地方交付税に依存した財政体質にあり、歳出においては、人件費、扶助費、公債費等の経常経費が高い割合を示しておりますが、限りある財源の効率的配分による予算編成といたしました。

平成23年度の一般会計予算では、歳入歳出とも別冊予算書のとおり96億9,300万円で、前年度当初比3.7%の増となっております。

国民健康保険特別会計（事業勘定）について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える中核的役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は、急速な人口の高齢化や疾病構造の多様化、医療の高度化等に伴う医療費の増嵩、加えて高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的な要因により、厳しい財政状況が続いております。

このような状況の中ではありますが、医療費の適正化や国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。特に、医療費の動向が国保財政を大きく左右することになりますので、これらの動向を見きわめながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり23億5,910万3,000円で、前年度当初比1.2%の増となっております。

国民健康保険特別会計（施設勘定）について申し上げます。

施設勘定においては、七会診療所に医科・歯科を、沢山診療所に歯科を運営し、日常的な地域の保健・医療を担っております。

しかしながら、経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、身近なところで適切な医療や相談に対応できる、地域に密着した安全で信頼される診療所を目指してまいります。国保診療所の役割は、僻地及び医療機関不足地域の医療機関としての使命が果たせるよう、関係機関との連携を密にし、効率的な運営を目指し予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり2億5,835万4,000円で、前年度当初比

1. 1%の増となっております。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、平成21年8月の政権交代により、この制度を廃止し新たな後期高齢者医療制度を平成25年度から開始すべく、高齢者医療制度改革会議において検討が進められております。また、新制度の骨格が取りまとめられ、今後幅広い議論が行われていくものと思われま。

今年度は、現制度を継続し、医療給付費支払い及び保険料賦課は茨城県後期高齢者医療広域連合により行い、町においては、徴収事務と住民に対しての窓口業務等を行ってまいります。

平成23年度予算につきましては、歳入歳出とも別冊予算書のとおり2億658万4,000円で、前年度当初比0.4%の減となっております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）について申し上げます。

介護保険法の制度導入以降、着実に浸透してきた介護保険制度の実績、また、団塊の世代が高齢期を迎える平成26年度を踏まえて策定した第4期介護保険事業計画を基本に、介護予防に重点を置いた施策・事業を高齢者福祉施策と一体的に進めてまいります。

また、「活力にあふれ安心して暮らすことのできる長寿社会の構築」を目指し、計画課題を踏まえながら、高齢者が個人としての尊厳を保ち、生きがいを持ち、健康で、また、たとえ介護が必要な状態となっても周囲からの十分な支援が受けられる体制が整った社会づくりに努めてまいります。

平成23年度の予算編成につきましては、介護給付費及び予防給付費の実績及び今後の動向等を見きわめながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり14億4,811万6,000円で、前年度当初比3.4%の増となっております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）について申し上げます。

介護保険法の介護予防サービス計画費に係る予算について計上したものであります。「住み慣れた地域で、いつまでも元気で暮らしたい」を目指して、平成23年度も引き続き地域包括支援センターを中心に介護予防に取り組んでまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり414万5,000円で、前年度当初比27.2%の減となっております。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については、年次計画により、工事費の節減に努めながら未整備地区の污水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり11億3,534万2,000円で、前年度当初比5.0%の増となっております。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水施設は、4地区が順調に稼働しております。処理施設の効率的な稼働を目指し、経費の節減に努めてまいります。また、古内地区農業集落排水事業については、年次計画により工事費の節減に努めながら、生活環境の整備を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり5億9,457万7,000円で、前年度当初比34.7%の減となっております。

水道事業会計について申し上げます。

本年度は、石綿管更新事業、水道施設再編事業を進め、今後とも公営企業の基本原則を堅持しながら、経営の効率化、省力化に努め、経営基盤の確立及び給水サービスの一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

予算総額は、別冊予算書のとおり収益的収入及び支出は6億7,256万7,000円で、資本的収入は2億1,997万8,000円で、支出は4億5,124万8,000円であります。収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は11億2,381万5,000円で、前年度当初比2.2%の減となっております。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げます。

一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました平成23年度城里町予算総額は168億2,303万6,000円となっております。

終わりに、予算編成に当たりましては、本年度は、第1次城里町総合計画の第2ステージである後期基本計画がスタートする重要な年度でもあります。計画で位置づけた城里町があるべき姿・目標に向かって、残された課題を先送りすることなく、町民との対話、町民との協働を基本とし、後期基本計画の効率的かつ着実な推進に努めるとともに、事業の優先度・重要度を見きわめ、「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」づくりの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

議員並びに町民の皆様のお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

今期定例会には、予算案を初め多数の議案を提出いたしております。慎重にご審議の上、原案どおり議決をいただきますようお願い申し上げます。私の施政方針といたします。

議案第2号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 城里町使用料及び手数料の一部を改正する条例について

議案第6号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 城里町老人保健特別会計の廃止に伴う経過措置に関する条例の制定につい

て

議案第 8 号 工事請負契約の締結について

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程第 3、議案第 2 号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 9、議案第 8 号 工事請負契約の締結についての 7 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成23年度第 1 回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第 2 号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。消費生活相談員を設置することに伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第 3 号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。厳しい財政状況にかんがみ、引き続き特別職の給料を町長10%、副町長 5 %、それぞれ減額する改正をするものです。

次に、議案第 4 号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。厳しい財政状況にかんがみ、引き続き教育長の給料を 5 %減額する改正をするものです。

次に、議案第 5 号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。平成23年 1 月20日に県央地域構成市町村による広域連携事業に関する協定書が締結されたため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第 6 号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。県において妊産婦医療費助成制度の見直しが行われ、関係要綱等が改正され施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第 7 号 城里町老人保健特別会計の廃止に伴う経過措置に関する条例の制定についてであります。平成20年 4 月より後期高齢者医療制度が開始され、3 年間が経過し、老人保健特別会計が廃止されることに伴い、経過措置として出納整理期間を設ける条例を制定するものです。

次に、議案第 8 号 工事請負契約の締結についてであります。22国補農業集落排水事業古内地区処理施設土木工事の契約について、城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

日程変更

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第8号を先議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号を先議することに決定いたしました。

議案第8号 質疑、討論、採決

○議長（小松崎三夫君） それでは議案の質疑に入ります。

議案第8号についての質疑を求めます。

12番三村由利子君。

○12番（三村由利子君） 議案第8号であります。工期の点でお尋ねいたします。

ここの表示によりますと3月28日までというふうになっておりますが、3週間足らずで7,000万円の工事が可能かどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 下水道課長柳橋和幸君。

○下水道課長（柳橋和幸君） 12番三村議員さんのご質問にお答えいたします。

今回の案件は処理施設の下部工の工事ではありますが、ただいま工期の件でご指摘がありましたが、この予算につきましては国からの補正予算によるものでありまして、あわせて、その後の設計及び建築確認申請手続等に不測の日数を要したものでありまして、実際には工期は8カ月程度ということで、繰り越しの承認についても提案させていただいているところであります。事業についてご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 12番三村由利子君。

○12番（三村由利子君） この入札の工期の件は、つまり一応は3月28日ということで契約はするけれども、繰り越しということを見込んでの発注ということで理解してよろしいですね。

○議長（小松崎三夫君） 下水道課長柳橋和幸君。

○下水道課長（柳橋和幸君） それでお願いするような形で、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 12番三村由利子君。

○12番（三村由利子君） 繰り越しの場合は、どの程度工期を延長される見積もりでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（小松崎三夫君） 下水道課長柳橋和幸君。

○下水道課長（柳橋和幸君） 12番三村議員さんのご質問にお答えします。

工期につきましては、今後、議会の議決をいただきまして、その後8カ月程度見込んで
いるところでございます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） ほかにございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第8号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後は議案第9号の提案理由の説明から入ります。

午前11時40分休憩

午後 1時00分再開

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言の訂正

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可
いたします。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 先ほどご提案の上、朗読、説明いたしました平成23年度の施政
方針の中で一部朗読に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

訂正箇所でございますが、施政方針の5ページの下段の「さらに、未整備地区の下阿野
沢・上阿野沢」を「シモアナザワ・カミアナザワ」と朗読いたしましたが、「シモアノサ
ワ・カミアノサワ」が正解であります。訂正しておわびいたします。大変失礼いたしまし
た。

-
- 議案第 9 号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約の協議について
- 議案第 10 号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第 11 号 町道路線の認定について
- 議案第 12 号 平成 22 年度城里町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 議案第 13 号 平成 22 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 14 号 平成 22 年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 15 号 平成 22 年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 16 号 平成 22 年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 17 号 平成 22 年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 18 号 平成 22 年度城里町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 19 号 平成 23 年度城里町一般会計予算について
- 議案第 20 号 平成 23 年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 21 号 平成 23 年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 22 号 平成 23 年度城里町介護保険特別会計予算について
- 議案第 23 号 平成 23 年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 24 号 平成 23 年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 25 号 平成 23 年度城里町水道事業会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第10、議案第 9 号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約の協議についてから日程第 26、議案第25号 平成23年度城里町水道事業会計予算についての17議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 先ほど議案第 8 号につきまして、慎重なる審議の上、議決をいただきまして、心からお礼を申し上げます。

続いて、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第 9 号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約の協議についてであります。茨城県流域下水道事業に地方公営企業

法の一部が適用されることに伴い、変更の協議を行う必要が生じたため、地方自治法第252条の14第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

次に、議案第10号 公の施設の広域利用に関する協議についてであります。県央地域構成市町村による広域連携事業に関する協定書が平成23年1月20日に締結されたことにより、広域利用に指定する公の施設について協議を行う必要が生じたため、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

次に、議案第11号 町道路線の認定についてであります。大字石塚地内、町道1533号線及び大字下古内地内、町道3315号線、大字錫高野地内、町道8-1160号線及び大字徳蔵地内、町道207号線について、道路法第8条第2項の規定によりそれぞれ認定をするものです。

次に、議案第12号 平成22年度城里町一般会計補正予算（第7号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,098万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ98億8,704万5,000円とするものです。

歳入では、地方特例交付金、分担金及び負担金、寄附金、繰入金及び諸収入を追加し、国有提供施設等所在市町村助成交付金、国庫支出金、県支出金及び町債を減額するものです。

歳出では、総務費、民生費、商工費及び公債費を追加し、議会費、衛生費、農林水産業費、土木費及び教育費を減額するものです。

次に、議案第13号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。まず事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ693万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,238万9,000円とするものです。

歳入では、療養給付費交付金、県支出金、繰入金及び諸収入を追加し、国民健康保険税、国庫支出金及び共同事業交付金を減額するものです。

歳出では、保険給付費及び諸支出金を追加し、共同事業拠出金を減額するものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ504万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,313万8,000円とするものです。

歳入では、診療収入を追加し、使用料及び手数料、繰入金及び諸収入を減額するものです。

歳出では、総務費、医業費及び施設整備費を減額するものです。

次に、議案第14号 平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ116万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億775万1,000円とするものです。

歳入では、使用料及び手数料を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、総務費を追加し、後期高齢者広域連合納付金を減額するものです。

次に、議案第15号 平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてで

ありますが、まず保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,402万2,000円とするものです。

歳入では、繰入金を追加し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び諸収入を減額するものです。

歳出では、総務費及び保険給付費を追加し、地域支援事業費を減額するものです。

次に、介護サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ449万7,000円とするものです。

歳入では、サービス収入を減額するものです。

歳出では、サービス事業費及び諸支出金を減額するものです。

次に、議案第16号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,304万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,174万1,000円とするものです。

歳入では、分担金及び負担金及び繰入金を追加し、県支出金及び町債を減額するものです。

歳出では、下水道事業費を減額するものです。

次に、議案第17号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,958万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,434万7,000円とするものです。

歳入では、繰入金及び諸収入を追加し、町債を減額するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を減額するものです。

次に、議案第18号 平成22年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についてありますが、まず収益的収入及び支出においては、収入支出予算の既決予定額からそれぞれ1億770万円を減額し、収入支出の予定額をそれぞれ7億4,989万5,000円とするものです。

収益的収入では、受託工事収益を減額するものです。

収益的支出では、配水及び給水費を追加し、受託工事費を減額するものです。

次に、資本的収入及び支出においては、資本的収入の既定予定額から2,380万円を減額し、収入予定額を6,118万7,000円とし、資本的支出の既決予定額から3,336万3,000円を減額し、支出予定額を2億7,588万6,000円とするものです。

資本的収入では、企業債を減額するものです。

資本的支出では、配水管布設費及び水道建設事業費を減額するものです。

次に、議案第19号 平成23年度城里町一般会計予算についてありますが、概要につきましては冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ96億9,300万円で、前年度当初比3.7%の増であります。

厳しい財政環境の中での予算編成ではありますが、予算の執行に当たりましては、町民の福祉の向上と活力あるまちづくりのため全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてま

いる決意であります。

次に、議案第20号 平成23年度城里町国民健康保険特別会計予算についてであります、概要につきましては冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、事業勘定の予算の総額は歳入歳出それぞれ23億5,910万3,000円で、前年度当初比1.2%の増であります。

次に、施設勘定の予算の総額は歳入歳出それぞれ2億5,835万4,000円で、前年度当初比1.1%の増であります。

予算の執行に当たりましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び保険給付事業の充実に全力を傾注し、また、町民の公衆衛生の向上及び増進に寄与してまいる決意であります。

次に、議案第21号 平成23年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてであります、概要につきましては冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は歳入歳出それぞれ2億658万4,000円で、前年度当初比0.4%の減であります。

予算の執行に当たりましては、町民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることに全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

次に、議案第22号 平成23年度城里町介護保険特別会計予算についてであります、概要につきましては冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、保険事業勘定の予算の総額は歳入歳出それぞれ14億4,811万6,000円で、前年度当初比3.4%の増であります。

次に、介護サービス事業勘定の予算の総額は歳入歳出それぞれ414万5,000円で、前年度当初比27.2%の減であります。

予算の執行に当たりましては、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になった方に対し、共同連帯・相互扶助の理念に基づいた介護給付の提供を実施し、また、適切な介護予防給付サービス計画を策定し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

次に、議案第23号 平成23年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてであります、概要につきましては冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,534万2,000円で、前年度当初比5.0%の増であります。

予算の執行に当たりましては、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

次に、議案第24号 平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてであります、概要につきましては冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は歳入歳出それぞれ5億9,457万7,000円で、前年度当初比34.7%の減であります。

予算の執行に当たりましては、農業集落における生活環境の整備及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

次に、議案第25号 平成23年度城里町水道事業会計予算についてであります。概要につきましては冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

収益的収入及び支出については、収入支出予定額それぞれ6億7,256万7,000円であります。また、資本的収入及び支出については、資本的収入予定額が2億1,997万8,000円、資本的支出予定額が4億5,124万8,000円であります。

予算の執行に当たりましては、清浄にして豊富な水の安定供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善のため全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

以上、17議案の概要について一括ご説明いたしました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案書差し替え

○議長（小松崎三夫君） ただいま町長より、日程第27、議案第26号ないし日程第29、議案第28号について議案書を差し替えたいとの申し出がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差し替えることに決定いたしました。

事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

議案第26号 城里町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第27、議案第26号 城里町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 提出議案の議案第26号についてご説明を申し上げます。

議案第26号 城里町副町長の選任につき同意を求めることについてであります。城里町副町長に城里町大字那珂西1,877番地の1、小山一夫さんを選任するものです。

小山さんは、昭和37年2月に常北町職員を拝命し、議会事務局長を初めとして企画財政課長、総務課長を歴任され、平成15年3月に退職されるまで41年間の長きにわたり、町政の発展と町民福祉の向上にご尽力されました。退職後も、老人福祉センターやまゆり荘の管理者や那珂西2区区長代理などの役職を務められ、町行政の進展にご尽力をいただいております。

性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見ともに最適任者であります。よって、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

日程変更

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第26号を先議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号を先議することに決定いたしました。

議案第26号 質疑、討論、採決

○議長（小松崎三夫君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第26号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

議案第26号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、議案第26号 城里町副町長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意する事に決定いたしました。

議案第 27 号 城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第28、議案第27号 城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 提出議案の議案第27号についてご説明を申し上げます。

議案第27号 城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。任期満了に伴い、城里町大字上古内328番地、加倉井幹由さん、城里町大字高久334番地、小林悦雄さん、城里町大字塩子3,064番地の1、阿久津精一さんを選任するものであります。

3名とも性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見ともに最適任者であります。よって、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

日程変更

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第27号を先議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号を先議することに決定いたしました。

議案第 27 号 質疑、討論、採決

○議長（小松崎三夫君） それでは議案の質疑に入ります。

議案第27号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第27号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第27号 城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第28号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第29、議案第28号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 提出議案の議案第28号についてご説明申し上げます。

議案第28号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。平成23年3月31日をもって任期満了になります教育委員の小野昭さんを再任するものであります。

小野さんは、現在、教育委員として本町教育の進展にご尽力をいただいております。

性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見ともに最適任者であります。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

日程変更

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第28号を先議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号を先議することに

決定いたしました。

議案第 28 号 質疑、討論、採決

○議長（小松崎三夫君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第28号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第28号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第28号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第 19 号～議案第 25 号 質 疑

○議長（小松崎三夫君） ここで、平成23年度予算については予算特別委員会を設置し、付託の上、審議したいと存じますので、議案第19号 平成23年度城里町一般会計予算から議案第25号 平成23年度城里町水道事業会計予算についての7会計の質疑に入ります。

最初に、議案第19号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第19号 平成23年度城里町一般会計予算についてから議案第25号 平成23年度城里町水道事業会計予算についての7会計の質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置・付託

○議長（小松崎三夫君） 続いて、議案第19号から議案第25号の7件についてお諮りいたします。

議案第19号 平成23年度城里町一般会計予算についてから議案第25号 平成23年度城里町水道事業会計予算については、地方自治法第110条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により予算特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第25号については、議案付託表のとおり予算特別委員会に付託し、常任委員会ごとに所管分を審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を議員控室においてお願いいたします。

午後 1時37分休憩

午後 1時45分再開

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会委員の選任

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において次の諸君をご指名申し上げます。

1 番 菌部 一君、2 番 余水紀夫君、3 番 三村孝信君、4 番 河原井大介君、5 番 関 誠一郎君、6 番 加藤文夫君、7 番 阿久津則男君、8 番 桐原健一君、9 番 小林祥宏君、10 番 南條治君、11 番 杉山 清君、12 番 三村由利子君、14 番 鯉渕秀雄君、15 番 根本正典君、16 番 小坪 孝君、以上15名の諸君を予算特別委員会委員にご指名申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました15名の諸君を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選を願います。

午後 1 時 4 7 分休憩

午後 1 時 4 8 分再開

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会正副委員長の報告

○議長（小松崎三夫君） 休憩中に予算特別委員会を開き正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告いたします。

委員長に 9 番 小林祥宏君、副委員長に10 番 南條 治君が選任されましたので、ご報告いたします。

請願第 1 号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願

請願第 2 号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願

請願第 3 号 常北幼稚園の預かり保育と三年保育の実施に関する請願

陳情第 1 号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第30、請願第1号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願ないし日程第33、陳情第1号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書について、南條議会運営委員長のご意見を賜りたいと思います。

議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） 議会運営委員会を代表いたしまして、請願第1号ないし陳情第1号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

請願第1号ないし陳情第1号の取り扱いについては慎重に審議すべきと考えます。よって、請願第1号及び請願第2号 TPP交渉参加反対に関する緊急請願並びに請願第3号 常北幼稚園の預かり保育と三年保育の実施に関する請願については教育産業常任委員会へ、陳情第1号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書は総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいまの南條議会運営委員長の発言のとおり、請願第1号ないし請願第3号については教育産業常任委員会へ、陳情第1号については総務民生常任委員会へそれぞれ付託し、会期中の審査とすることといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号ないし請願第3号については教育産業常任委員会へ、陳情第1号については総務民生常任委員会へそれぞれ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日9日から13日までは休会ではありますが、10日から11日までの2日間は予算審議のため常任委員会を予定しております。議員各位は所管の委員会にご出席くださるようよろしくお願いいたします。

次の会議は7日目の14日午前10時に再開し、通告第1号、3番三村孝信君の一般質問から入りますので、午前9時50分までにご参集していただきたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 1時53分散会